

安芸高田市議会情報セキュリティポリシー

2026 年（令和 8 年）4 月 1 日制定（第 1.0 版）

安芸高田市議会

改定履歴

以下に、「安芸高田市議会情報セキュリティポリシー」の改定履歴を記載する。

改定年月日	版	改定内容
2026 年(令和 8 年)4 月 1 日	第 1.0 版	初版制定

目次

はじめに	1
第 1 章 安芸高田市議会情報セキュリティ基本方針	2
第 1 目的	2
第 2 市長部局ポリシーとの関係	2
第 3 基本的な考え方	2
第 4 適用範囲	2
第 5 管理体制	2
第 6 法令等の遵守	2
第 2 章 安芸高田市議会情報セキュリティ対策基準	3
第 1 目的	3
第 2 準拠及び適用	3
第 3 情報資産の定義	3
第 4 情報資産の分類	3
第 5 議員及び職員の責務	3
第 6 端末及びネットワーク管理	3
第 7 クラウド及び外部サービスの利用	3
第 8 委託先管理	4
第 9 事故対応	4
第 10 教育及び内部監査	4

はじめに

近年、情報通信技術の高度化及びデジタル化の進展に伴い、地方公共団体において取り扱う情報資産は飛躍的に増大し、その重要性も一層高まっている。一方で、標的型攻撃、情報漏えい、不正アクセス等の脅威は年々深刻化しており、行政機関のみならず議会においても情報セキュリティ対策の徹底が強く求められている。

市議会は、市民の代表機関として重要な議案資料、政策調査資料、個人情報等を取り扱っており、ひとたび情報事故が発生すれば、市政に対する信頼を大きく損なうおそれがある。このため、議会としても組織的かつ体系的な情報セキュリティ対策を確立する必要がある。

本ポリシーは、市長部局が定める「安芸高田市情報セキュリティポリシー」に準拠しつつ、議会の権限及び独立性を踏まえた適切な運用を図ることを目的として策定するものである。

議会は、本ポリシーに基づき、議員及び議会事務局職員その他関係者が一体となって情報セキュリティ対策を推進し、安全かつ信頼性の高い議会運営の確保に努めるものとする。

第1章 安芸高田市議会情報セキュリティ基本方針

第1 目的

本方針は、安芸高田市議会（以下「議会」という。）が保有又は取り扱う情報資産を各種脅威から保護し、議会運営の公正性、透明性及び信頼性を確保することを目的とする。

第2 市長部局ポリシーとの関係

議会の情報セキュリティ対策は、安芸高田市情報セキュリティポリシーに準拠して実施するものとする。ただし、議会の権限及び独立性に関わる事項については、このポリシーに基づき議長が別に定める。

第3 基本的な考え方

議会における情報セキュリティ対策は、議会の独立性及び言論の自由に配慮しつつ、必要最小限かつ合理的な範囲で実施するものとする。

第4 適用範囲

本方針は、議会活動において情報資産を取り扱う議員、議会事務局職員その他関係者に適用する。

第5 管理体制

- 1 議長は、議会情報セキュリティの最高責任者とする。
- 2 議会事務局長は、情報セキュリティ管理責任者として、対策の企画及び実施を統括する。

第6 法令等の遵守

議会は、個人情報保護法その他関係法令及び安芸高田市の関係規程との整合性を確保する。

第2章 安芸高田市議会情報セキュリティ対策基準

第1 目的

本基準は、前編の基本方針及び安芸高田市情報セキュリティポリシーに基づき、議会における情報セキュリティ対策の実施に関し必要な事項を定める。

第2 準拠及び適用

- 1 議会における具体的な技術的対策、物理的対策及び運用管理基準については、安芸高田市情報セキュリティ対策基準を準用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、議会の組織体制又は議会活動の特性により適用が困難な事項については、議長が別に定める。

第3 情報資産の定義

この基準において「情報資産」とは、市長部局ポリシーに定める情報資産の定義を準用する。

第4 情報資産の分類

情報資産の分類区分は、市長部局ポリシーに定める分類基準を準用する。

第5 議員及び職員の責務

議員及び職員は、市長部局ポリシー及び本ポリシーを遵守し、情報資産の適正な管理に努めなければならない。

第6 端末及びネットワーク管理

端末管理、ネットワーク管理、アクセス制御、ログ管理その他技術的対策については、市長部局ポリシーの定めるところによる。

第7 クラウド及び外部サービスの利用

クラウドサービスその他外部サービスの利用については、市長部局ポリシーに準拠する。

第 8 委託先管理

業務委託により議会情報を取り扱わせる場合は、市長部局ポリシーに準じ、必要な契約上の措置を講じる。

第 9 事故対応

情報セキュリティ事故が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応は、市長部局の情報セキュリティ緊急時対応マニュアルに準拠する。ただし、議会に係る報告系統は議長を経由する。

第 10 教育及び内部監査

教育、訓練及び内部監査については、市長部局ポリシーに準拠して実施する。